

仏女新聞

編集・発行 飯島可琳

異例の暑さとなった令和の出だ
しだった。五月に気温が三九・五
度に達したというだけでも充分イ
ンパクトがあるニュースだが、そ
の気温の観測地が北海道佐呂間町
だということからなおさらだ。もうし
ばらくすれば梅雨、そして梅雨の
後には本格的な夏がやってくる。
雨傘と日傘をお供に外出するのも
よいのではないだろうか。

丈六阿弥陀如来坐像

吉田寺
きちでんじ

斑鳩町の国道沿いに「ぽっく
り寺 吉田寺（きちでんじ）」と
だけ書かれた印象的な看板を見
つけた。

吉田寺は『往生要集』を記し

ている。やわらかなシルエット
とやわらかな色味は、和紙で包
まれた灯りを眺めているかのよ
うな安心感をもたらしてくれる。

仏像と神像へのまなざし

和歌山県立博物館

この展覧会は、仏像を「守る」
立場としての人間のまなざしが
感じられる構成になっている。
展示は廃仏毀釈を神社の床下で
乗り越えた仏像に始まる。もと
もと神仏分離が目的で定められ
たはずの政令が、寺院に対する
激しい弾圧の引き金となった。
この動きの中で失われた仏像も
少なくない。それと同時に、寺



たことで知られる源信（恵心僧
都）の開基と伝えられる。本尊
の阿弥陀如来坐像は源信の母
の三回忌につくられたものだ。
臨終時に念仏を唱えたことで、
母が苦しむことなく、往生を
果たすことができたという逸
話がぽっくり寺という呼び名
の由来である。

『往生要集』には極楽浄土へ
行く術が書かれている。源信
は観想念仏、称名念仏など様々
な念仏法を提唱したが、最も重
視したのは「観想念仏」であっ
た。阿弥陀如来の姿を思い浮
かべる念仏である。阿弥陀如
来像は観想念仏の本尊となる
こともあったという。経典が示



阿弥陀如来坐像が安置され
ている吉田寺収蔵庫内の左右
壁面には白い照明器具が三本
ずつ取り付けられている。し
かし、点灯しているのは本尊
正面上方から当たるスポット
ライトのみである。ご住職に
よると、阿弥陀如来が発する
輝きを参拝者に体験してもら
うための工夫らしい。阿弥陀
如来は「量り知れない光を持
つ者」を意味するサンスクリッ
ト語を語源に持つ。照明によ
る阿弥陀如来の持つ光の演出
も観想念仏の助けとなるもの

といえるだろう。

本堂内は称名念仏の環境も整
えられており、たくさんの木魚
が並ぶ。もともと本尊は木魚が
並ぶ今の礼拝スペースに安置さ
れていたが、現在は本堂奥に設
けられた収蔵庫に移されている。
そのため最前列の木魚の前に
座っても、本尊まではかなりの
距離がある。遠すぎず近すぎず、
心地よい距離感だ。この阿弥陀
如来像は漆箔で仕上げられてい
るそうだが、円成寺大日如来坐
像にみられるような金箔の剥落
はなく、全体が淡い金色に光つ

が神社へ形態を変えたことで、
あるいは寺宝を神社に避難さ
せたことで、守られた仏像も
多くあるのだ。仏教の排斥に
耐えながら、次世代に伝承し
ようとした人々がいなければ、
こうして仏像を拜むことも適
わなかっただろう。彼らの意
志が通じたかのように、明治
政府による文化財保護と評価
の活動がはじまる。古社寺保
存法の先駆けとなる「古器旧
物保存方」が定められたのは
神仏分離令が発令されたわず
か三年後のことであった。

現在は、明治時代に比べて充
分に文化財保護の環境が整っ
ている状態だといえる。しか

なっただけでなく、地域の付き
合いが希薄になったことが部
外者の侵入を容易にしたので
ある。和歌山県立博物館は、盗
難対策として3Dプリンター
で製作したお身代わりを佛寺
に安置する活動を進めている。
仏像と人間の間に生じる問題
も、解決法も時代によって移
りゆくものだと実感した。

唯一無二の価値が奪われてし
まうのではないかとという辛辣
な意見だ。文化的価値のある
ものは守るべきであり、盗ま
れるリスクを減らすことは悪
いことではないと私は思っ
ていた。しかし、「盗まれてもい

い」ものを本物の代わりに置く
ことは、盗難被害の根本的な解
決にはなっていない。そもそも
仏像の宗教的価値は信仰の対象
として寺院に安置されることに
よって育まれるものである。果
たして仏師たちは、仏像が博物
館で保護されることを望んでい
たのだろうか。本堂に変えなけ
ればならないのは仏像ではなく、
盗む側と盗まれる側の意識だろ
う。相次ぐ盗難のために仏像の
在り方さえ変わろうとしている
現実、多くの人が危機感を持
つべきだと思う。

※吉田寺本尊の写真はお寺の方に
許可を得てお借りしました。あり
がとうございました。

し、仏像が盗難
被害に遭う例が
多く見られる。
交通網が発達し、
仏像をたやす
く運べるように

※和歌山県立博物館「仏像と神像
へのまなざし」展は六月二日に終
了しています。会期中、文化財保
護啓発の目的による写真撮影、利
用が許可されていました。